ロ　二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。

(1)　十キロメートル毎時未満の速度　二（三輪又は四輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、三）

(2)　十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度　走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値（三輪又は四輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値）

［八・ニ　略］

［二　略］

（押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等）

第一条の五　法第二条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

一　長さ　百九十センチメートル

二　幅　六十センチメートル

（自転車道を通行することができる車両の大きさ等）

第五条の三　法第十七条第三項の内閣府令で定める基準は、第一条の五に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

（普通自動二輪車の最高速度を区分する原動機の大きさ）

第五条の四　［略］

（停車又は駐車に関係のある者による合意）

第六条の三の二　法第四十四条第二項第二号の規定による合意は、一般旅客自動車運送事業用自動車又は自家用有償旅客運送自動車（以下この条において「一般旅客自動車運送事業用自動車等」という。）が停車又は駐車をする一又は二以上の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場ごとに、書面により、停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲を明らかにしてするものとする。

2　前項の書面には、当該一般旅客自動車運送事業用自動車等による当該停留所又は停留場における停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項があるときは、当該事項を記載するものとする。

（停車又は駐車に関係のある者）

第六条の三の三　法第四十四条第二項第二号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　乗合自動車、トロリーバス又は路面電車を使用する者

二　公安委員会

三　都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）

四　地方運輸局長

五　前各号に掲げる者のほか、当該停車又は駐車に関係のあるものとして公安委員会が認める者

ロ　［同上］

(1)　十キロメートル毎時未満の速度　二（三輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、三）

(2)　十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度　走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値（三輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値）

［八・ニ　同上］

［二　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（普通自動二輪車の最高速度を区分する原動機の大きさ）

第五条の三　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］